

| 質問日 | 令和4年6月8日(水) | | 質問方式 | 分割方式 | | | |
|-------------------------------|--|-----|------|------|----|----|---------------------------------------|
| 質問順位 | 3 | 会派名 | 公明党 | 議席番号 | 34 | 氏名 | 黒田 豊 |
| 表 題 | 質 問 内 容 | | | | | | 答弁者の職名 |
| 1 浜松市南部地域・沿岸域のリノベーションについて | <p>現在、遠州灘海浜公園篠原地区の整備や国道1号浜松バイパス6車線一部立体高架化の新規事業化、そして、馬込川河口部の水門設置並びにビーチマリンコート施設整備が計画されている。これらの事業は沿岸域のリノベーションを実現するとともに、政令指定都市浜松の矜持を全国に示すこととなり、シビックプライドが醸成されるまたとないチャンスが到来していると思う。このような施設整備が計画されている今こそ、私たちは相乗効果をもたらす意味で新たな事業を展開すべきではないかと思う。そこで、浜松市南部地域、沿岸域のグランドデザインを描くべき、新たな観光スポットやにぎわいの創出を図るべきと考えるが、以下個別施策として伺う。</p> | | | | | | |
| (1) 馬込川河口部ににぎわい創出について | <p>(1) 馬込川河口部水門整備とビーチマリンコート整備は、当該地域の景観や機能を一変させることになり、本市として、相乗効果を狙わない手はないと思う。</p> <p>そこで、馬込川河口部に人でにぎわう親水公園や釣り堀、プレジャーボート停泊施設などを整備することで、にぎわいが醸成されることになると思うが伺う。</p> | | | | | | 鈴木市長 |
| (2) 浜松市中央卸売市場と弁天島海浜公園の再整備について | <p>(2) 沿岸域のリノベーションは、浜松市中央卸売市場や弁天島海浜公園の再整備にまで思いを寄せてしまう。そこで伺う。</p> <p>ア 浜松市中央卸売市場の再整備のスケジュールや方針について伺う。</p> <p>イ 弁天島海浜公園の再整備計画の進展を図るとともに、フィッシャーマンズワーフや直売所の設置を早急に図り、生シラスなど市民に新鮮な魚介類の販売を促進する仕組みも構築する必要があるが考えを伺う。</p> | | | | | | 清水農林水産 担当部長 鈴木観光・ブランド振興担当 部長 |
| (3) 国道1号浜松バイパス整備に関連して | <p>(3) 令和4年3月25日に新規事業化された国道1号浜松バイパスについて、今年度の国の事業予定を伺う。また、併せて、交差道路の整備など、市の計画についても伺う。</p> | | | | | | 伏木土木部長 |
| (4) 静岡県に対する県営野球場の要望活動について | <p>(4) 浜松市南部地域、沿岸域のリノベーションといえば県営野球場の基本計画が今年度策定される予定である。現在、県営野球場建設については特に規模などについて様々な意見が出ている。そうした中、市長は毎年9月に静岡県に対して県営野球場整備について要望活動を行っている。昨年は、初めてプロ野球が開催可能な規模との要望を行った。そこで、今年度の要望についてもプロ野球の開催が可能な規模となるよう要望すべきと考えるが、市長の考えを伺う。</p> | | | | | | 鈴木市長 |

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

| 表 題 | 質 問 内 容 | 答弁者の職名 |
|---|--|--------|
| <p>2 大型公共投資による中心市街地の活性化策について</p> <p>(1) 新市役所建設による中心市街地活性化について</p> <p>(2) 新美術館建設による中心市街地活性化について</p> <p>(3) ペDESTリアンデッキ設置による「新たな顔」づくりについて</p> | <p>浜松市中心市街地活性化の方針が策定され、3つの方針と2つの目標が設定された。新型コロナウイルス感染症の影響をもろに受けてしまったことは否めないが、中心市街地活性化は本市の重要課題の一つであり、何としても実現しなければならない政策課題である。これからも中心市街地の疲弊はとどまる所を知らないかもしれない。3つの方針、2つの目標に基づくことは重要であるが、劇的な変化も必要であり、それは大型公共投資であると思う。今後は大型公共投資による中心市街地活性化策も視野に入れ取り組むべきと考え、以下伺う。</p> <p>(1) 老朽化し、継ぎはぎだらけの使い勝手の悪い現市役所を、日常的にほとんどと言っていいほど活用されていないアクト通りを改修して新築移転し、地下道線を結ぶことで、JR浜松駅、バスターミナルから車椅子でも市役所に行くことが可能となる。そこで、中心市街地活性化のためにも、アクト通りへの新市役所移転計画策定を早急に検討すべきと考えるが伺う。</p> <p>(2) 新市役所建設と併せて提案したいのが、その跡地への新美術館建設である。私たち公明党は天竜材で造る新美術館を提案しているが、現市役所跡地に新美術館が建設されれば、浜松城を中心としたセントラルパークが完成し、中心市街地として魅力あふれる街が構成されるのではないかと考える。そこで、新市役所移転新築とともに、新美術館構想を早急に立ち上げるべきと考えるが伺う。</p> <p>(3) 新たな商業施設等の誘致も重要であるが、ペDESTリアンデッキが整備されれば、政令指定都市浜松の「新たな顔」となり、中心市街地への「行きたい」気持ちを沸かせることができるのではないかと考える。そこでJR浜松駅から、新浜松駅を結び、さらには遠鉄百貨店、鍛冶町通り、広小路通りなどを結ぶペDESTリアンデッキ設置を検討すべきときが来ていると思うが考えを伺う。</p> | 鈴木市長 |
| <p>3 重要課題に対する対応について</p> | <p>新型コロナウイルス感染拡大で疲弊した市内飲食店に対する経済支援では、スマホ決済サービス活用によるキャッシュバック・キャンペーンを迅速に実施することができた。このことは大変評価しているが、今回質問した南部地域のリノベーションや、大型公共投資による中心市街地活性化策についても、スピード感を持って対応すべき課題であると考えている。市の重要課題を早期に解決するために、どのような体制で取り組んでいくのか伺う。</p> | 鈴木市長 |
| <p>4 パラスポーツ普及を強力に進めることについて</p> | <p>パラスポーツは障害者に特化したスポーツと思われがちだが、その多くは健常者も参加できる競技である。本市はユニバーサルデザイン条例をいち早く制定しており、パラスポーツを普及させることが条例を制定した</p> | 山名副市長 |

| 表 題 | 質 問 内 容 | 答弁者の職名 |
|--|---|--------------|
| <p>(1) 本市におけるパラスポーツ推進の目指す方向性について</p> <p>(2) (仮称) パラスポーツ推進計画の策定について</p> <p>(3) パラスポーツ指導者の育成と場の提供について</p> <p>(4) パラスポーツの普及促進について</p> <p>(5) 今後の施設整備と活用について</p> <p>(6) 車椅子スポーツのための貸出用車椅子の確保について</p> | <p>意義であると考え。そこで、順次伺う。</p> <p>(1) パラスポーツの普及及び推進、競技スポーツとしての支援、理解度の向上など、本市の目指す方向性について伺う。</p> <p>(2) パラスポーツのハード整備からソフト施策に関して、本市として推進計画を策定すべきではないか。週1回以上の実施率や市民の認知度の向上など、(仮称) パラスポーツ推進計画の策定について伺う。</p> <p>(3) パラスポーツ普及のためにも、指導員の育成を強化すべきと考える。常葉大学健康プロデュース学部心身マネジメント学科や、健康医療学部理学療法学科・作業療法学科卒業生は初級のパラスポーツ指導員の資格を有するが、その活躍の場が与えられず、宝の持ち腐れとなっている。そこで、指導員の育成と同時に活躍の場も必要となるが、考えを伺う。</p> <p>(4) パラスポーツの普及促進のためには、初心者に対する情報の提供体制(練習会場や団体など)から、既存のチーム、団体、選手の把握も必要であるが、その取組について伺う。</p> <p>(5) パラスポーツ団体からの要望で多いものは、不足している練習会場の施設整備である。例えば、車椅子ソフトボールでは土のグラウンドや体育館では十分な練習ができないと聞いている。そこで、今後の施設整備と活用について伺う。</p> <p>(6) パラスポーツ普及のための課題として、競技用車椅子が高価であることが指摘されている。車椅子を活用するパラスポーツはソフトボール、サッカー、バスケットボールなど多岐にわたっている。そこで、市として貸出用車椅子を確保できないか伺う。</p> | |
| <p>5 高齢者施策について</p> <p>(1) 養護老人ホームの在り方について</p> | <p>(1) 現在、養護老人ホームは本市の措置施設として、社会的に行き場のない高齢者のセーフティーネットとして最後の砦となっており、その運営が成り立つよう十分な配慮が必要である。そこで、以下伺う。</p> <p>ア それぞれの運営が成り立つには、一定割合の空床の補填が必要であると考え、当局としていかに現状を把握し、その認識と、空床の補填の必要性を考えているか伺う。</p> <p>イ 養護老人ホームに近年入所する人の傾向は、精神疾患の人、認知症の人及び要介護度1程度の人の入所割合が多くなっており、老人福祉法で定める職員配置基準の15:1では職員が足りず、どの施設も加配職員を配置せざるを得ない現状が続いている。それに対し、</p> | <p>山名副市長</p> |

| 表 題 | 質 問 内 容 | 答弁者の職名 |
|--|--|---------------------------------|
| <p>(2) 高齢者の移動支援について</p> <p>6 障がい者施策について</p> <p>(1) 障がい者グループホーム等の指導について</p> <p>(2) 第4次浜松市障がい者計画策定について</p> | <p>本市からの加配職員に対する助成金は、加配職員の人数に見合った助成になっていない。そこで、当局として、どのように把握し加配職員の助成を行っているのかを伺う。</p> <p>ウ 措置施設である養護老人ホームの安定的な運営は行政の迅速な対応が何よりも必要であるが、今後の展望と早急な財政支援について伺う。</p> <p>(2) 一部地区社協では、家事支援の一環で送迎サービスなど移動支援に取り組んでいるところがある。超高齢社会となり、不足しているのは買い物や病院など比較的短い距離の移動である。旧浜松地域においても交通空白地が広がりつつあり、将来の日常生活に不安を持つ高齢者は決して少なくない。高齢者のバス・タクシー券が廃止され、路線バスも年々減便され、移動に不安を持つ高齢者が増えている今、高齢者が安心できる日常生活を保障しなければならない。そこで、昨年も同様の質問をしているが、その後の取組状況について伺う。</p> <p>(1) 本市の障がい者グループホームは、現在、民間企業等の参入により47施設となっている。グループホームは障がい者の自立支援の観点や、入所施設から地域生活への移行に重要な役割がある。しかし、グループホームを含め一部のサービス等において、質が必ずしも高くないサービスや、適切ではない支援を行う事業者が増えているという指摘がある。そこで、障がい者グループホームを含む障害福祉サービス等事業者に対する市の指導について伺う。</p> <p>(2) 計画策定は令和5年度と聞いているが、障がいのある人の地域生活を支援するための体制確保が図られるように、ニーズ調査はもとより、現在、障害福祉サービス等を利用している人の声を直接伺い、計画を策定すべきと考えるが伺う。</p> | <p>山下健康福祉部長</p> <p>山下健康福祉部長</p> |
| <p>7 今後のペット施策等の在り方について</p> | <p>ペットは家族同然となっており、法的にも動物愛護管理法が改正され、虐待は厳罰に処されるなど権利に関しても厳格化されてきている。一方、課題も山積し、野良猫等の糞尿や、一部の地域では多頭飼育問題が頻発し、共生のための地域猫活動においても、本市においては野良猫等の去勢手術を施す場合、市民が6000円の負担を強いられることも課題となっている。特に、野良猫等の去勢手術については、地域や社会の問題として捉えるべきであり、市民個人の負担が生じる現在のやり方はいずれ解消しなければならないと感じている。そこで、獣医師職員の処遇の見直しや組織再編、さらには条例の制定に</p> | |

| 表 題 | 質 問 内 容 | 答弁者の職名 |
|---------------------------|--|--------|
| (1) 本市獣医師職員の処遇について | <p>より、ペットと共生できるよりよいまちとして再生すべきと考えるが、以下伺う。</p> <p>(1) 獣医師職員は適正配置に取り組み、本来の業務に就かせるべきである。そうすることにより、野良猫等の去勢手術についても獣医師職員が執行できる仕組みができ、市民の6000円の負担もなくなることになる。また、獣医師職員の給与が低いため、本市を希望する獣医師人材が不足していると聞く。そこで獣医師職員の処遇改善と適正配置について伺う。</p> | 長田副市長 |
| (2) 動物愛護教育センターの組織の改編について | <p>(2) 現在の動物園と動物愛護教育センターの業務を整理する必要があると考える。特に、動物愛護教育センターは機能強化も必要であり、双方が、都市整備部に所属していることで問題を先送りにしていると感じてならない。そこで、動物愛護教育センターを第一種事業所とし、都市整備部から健康福祉部に移管させるべきと考えるが伺う。</p> | 〃 |
| (3) ペットの適正飼育に関する条例の制定について | <p>(3) 国においては、改正動物愛護管理法や環境省のガイドラインの発出により、ペットをより身近で大切なパートナーとして明確に位置づけ、虐待などには厳罰が科せられている。また、近年社会問題化していることに多頭飼育問題がある。この問題は、単に飼い主とペットだけの問題ではなく、においやノミの発生など近隣住民に悪影響を及ぼし、地域・社会問題へと拡大している。</p> <p>やはり、本市においても、ペットの適正飼育等を定めた条例の制定は待ったなしであると考えているが、その考えについて伺う。</p> | 〃 |
| (4) ごみ屋敷対策の条例制定について | <p>(4) ペットの多頭飼育とともに必ずと言っていいほどそこにある問題として、ごみ屋敷問題がある。長年、ごみも住民の財産であり、行政が手をつけられないものとして捉えられてきたが、近年、条例制定やそれに伴う審議会の設置により、ごみ屋敷問題を解決させている自治体が増えてきている。そこで、ごみ屋敷問題に対しても、それに対応する条例を制定すべきと考えるが伺う。</p> | 山名副市長 |